

読む得! 在宅医療と介護の連携

～身近な事例から～ 第12回

－「訪問診療」利用できます－ 受診の問題をきっかけにして、在宅医療につながったケース

一人暮らしの90代の女性は、腎臓の病気があり足が悪く、タクシーを利用して通院していました。最近ではタクシーの乗り降りも大変になり、また息子さんは遠方に居住しているため、通院の付き添いは困難な状態でした。ある日、目まいの発作に襲われ、かかりつけ医に電話で相談したものの「診察をしないと薬の処方できない」と言われたと、ご家族から高齢者なんでも相談室に相談がありました。

そこで、自宅で療養上の指導を受けることができる「居宅療養管理指導」のサービスを利用するため、介護保険を申請し、要介護認定を受けました。その後、定期的に診察を受けられるようになり、目まいの発作時の薬を事前に処方してもらい安心して過ごすことができるようになりました。また訪問診療のスタッフからの情報提供で、買い物に困っていることが分かり、ヘルパーによる支援にもつながりました。

☆ポイント☆

- ・居宅療養管理指導とは、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などに訪問してもらい、療養上の管理・指導を受けるサービスです。
- ・高齢者なんでも相談室では、それぞれの方の状況に応じた支援をしています。